

# JUオークション統一ルールの一部が新設・改正になります！

新設・改正規定の実施は平成29年7月1日です

## 新設内容

### 【第2章2項⑩「出品車両の納税確認」】

出品店は、出品車両の自動車税が納税されていることを確認して出品してください。成約後、自動車税が未納で落札店が車検を受けることができないことが発覚した場合、別表Ⅳで定めるペナルティーが課せられます。

### 【別表Ⅳ③-2「自動車税関連」】

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
自動車税が未納で車検が受けられない場合	ペナルティー1万円 以降1日経過毎に2千円を加算(主催商組の休業日は除く)

### 【別表Ⅳ⑮・⑯・⑰「各種理由で移転登録、車検が受けられない場合」】

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
抵当権設定があり移転登録等が出来ない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に抵当権設定を解除しなければならない。7日以内に解除できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。</li> <li>出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に抵当権解除が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。</li> </ul>

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
自動車リサイクル法の引取り報告により移転登録等が出来ない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に移転登録等ができる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。</li> <li>出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。</li> </ul>

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
オークション成約前の交通違反等により車検が受けられない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に車検が受けられる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。</li> <li>出品店が主催商組から連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。</li> </ul>

## 改正内容

### 【第2章2項⑭「出品店注意事項・ワンオーナー関連」】

<改正前>

ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーまたは専門店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。



<改正後>

ワンオーナーとは、新車登録使用者名義から変更されていない車両を意味しますが、販売目的等でディーラーまたは専門店(古物許可証を持った法人および個人への登録)に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。なお、リースアップ車両も含まれます。  
ただし、レンタカー、事業用等の登録歴があった場合は、ワンオーナーとはなりません。

### 【別表Ⅲ42「ワンオーナー」】

<改正前>

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年10万km超	
ワンオーナー	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	キャンセル時 ペナルティー2万円+諸経費 値引時:2万円



<改正後>

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年10万km超	
ワンオーナー	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	書類発送日含む7日	キャンセル時 ペナルティー2万円+諸経費 ( <u>低価格車は1万円</u> ) <u>値引時:2万円</u>

## 改正内容

### <改正前> 【別表Ⅲ5「ジャッキ・工具・スペアタイヤ等の欠品」】

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年10万km超	
ジャッキ・工具 スペアタイヤの欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。 ジャッキ(パンタグラフ3千円・油圧5千円)、スペアタイヤ(普通車5千円・軽3千円)

### <改正後>

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年10万km超	
ジャッキ・工具 スペアタイヤ等の欠品	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。 ジャッキ(パンタグラフ3千円・油圧5千円)、スペアタイヤ(普通車5千円・軽3千円)、コンプレッサー5千円。

### <改正後> 【別表Ⅲ46「標準装備品に関する付属品の欠品」】

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年10万km超	
標準装備品に関する 付属品の欠品 (ナビCD・リモコン・CDマ ガジン・リモコンキー等)	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	部品代2万円以上のものとする。

### <改正後>

クレーム事項	クレーム受付期間(現車落札・ネット落札ともに適用)					クレーム裁定
	評価点付	R点	低価格車	商談	10年10万km超	
標準装備品に関する 付属品の欠品 (ナビCD・リモコン・CDマ ガジン・リモコンキー等)	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、 充電ケーブル、SDカードなど。

### <改正前> 【別表Ⅳ②「出品店都合によるキャンセル」】

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
出品店都合によるキャンセル (書類提出不可能な 場合を含む)	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。)の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料とする。オークション当日以降の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+主催商組が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)とする。

### <改正後>

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
出品店都合によるキャンセル <del>(書類提出不可能な 場合を含む)</del>	オークション当日(ただし、主催商組により受付時間が異なる。当該車両のセリ終了後30分、60分、または当該車両セリ終了後100台までの申し出があった場合に限る。)の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料とする。オークション当日以降の場合、ペナルティー10万円+出品料+成約料+落札料+主催商組が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)とする。

## 改正内容

### <改正前> 【別表Ⅳ③「納税証明書関係」】

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
納税証明書が成約車輛に 添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず主催商組を介して申し出すること) 主催商組から出品店へ請求した日より10日以内に主催商組へ提出されない場合、ペナルティー1万円。以降1週間経過毎に1万円を加算。

### <改正後>

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
納税証明書が成約車輛に 添付されていない場合	落札店は車検満了日の前月から請求することができる。(必ず主催商組を介して申し出すること) <u>出品店は主催商組から連絡があった日を含む7日以内に提出をしなければならない。</u> 7日以内に提出できない場合、ペナルティー1万円、以降1日経過毎に2千円を加算する。(主催商組の休業日は除く。) <u>ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。</u>

### <改正前> 【別表Ⅳ⑤「成約書類の提出が不可能な場合」】

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
オークション開催日を含め21日を経過しても 主催商組に書類を提出しない場合	落札店のキャンセル申立を認め ペナルティー10万円(上記④の延滞ペナルティーを含む)+出品料 +成約料+落札料+主催商組が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)

### <改正後>

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
オークション開催日を含め21日を経過しても 主催商組に書類を提出しない場合	落札店のキャンセル申立を認め ペナルティー10万円+上記④の書類遅延ペナルティー+出品料+成約料 +落札料+主催商組が認める諸経費(販売遺失利益は含まない)

### <改正前> 【別表Ⅳ⑫「書類一式を紛失した場合」】

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
書類一式(移転・抹消) を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。(必ず主催商組を介して申出をすること) <普通車> 出品店名義の場合...5万円(実費含む) その他名義の場合...10万円(実費含む) <軽自動車> 出品店名義の場合...3万円(実費含む) その他名義の場合...5万円(実費含む)

### <改正後>

ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
書類一式(移転・抹消) を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。(必ず主催商組を介して申出をすること) <普通車> 出品店名義の場合...5万円(実費含む) その他名義の場合...10万円(実費含む) <軽自動車> 出品店名義の場合...3万円(実費含む) その他名義の場合...5万円(実費含む) <u>抹消書類紛失の場合は、下記の限りではない場合がある。</u>

※ 新設・改正後の規約等は、JU埼玉HPにて確認できます。